



栃木県公報

平成30(2018)年
11月30日(金)
号 外
第 57 号

目 次

選挙管理委員会

○栃木県議会議員（下野市選挙区）補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第51号

平成30年12月9日執行の栃木県議会議員（下野市選挙区）補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成30（2018）年11月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

8,048,400円